

# イギリス1944年教育法再考

——戦後教育史研究の枠組みを越えて——

大田直子

はじめに

「戦争と教育」について語る時、日本では否定的なイメージで語られることが多く、「戦争」が「教育」にとって、理念的な敵対物であるということを強調する研究例には事欠かない。だが、「戦争」と「教育」の関係はそれだけでは捉え切れない。大きな社会変動としての「戦争」が有するダイナミズムを見落とすならば、「戦争と教育」の関係を十分検証したことにはならず、歴史研究としては不十分なものとなるであろう。また、戦前と戦後の社会を「断絶か連続か」という二項対立的に捉える問題の立て方では、20世紀、あるいは近代社会といった、より長いタイムスパンで、現代社会の教育問題を考える問題意識を希薄化するおそれがある。戦争の持つダイナミズムや戦争を境とするその前後の社会の変化——断絶と連続——の問題は、とくに戦勝国であるイギリスを例とすると一層明らかになると思われる。

ところで、そのイギリスでは、戦争が教育に対してもたらした積極的な側面を認めることが通説のように語られている。つまりイギリスでは戦前と戦後の社会は、断続という関係で見られたことはこれまではなかったといってよく、むしろ社会は戦争によって連続・発展・飛躍してきたとされる。1944年教育法（通称バトラ法）は、第二次世界大戦後の教育におけるその発展を準備した法として、1980年代に見直しされるまで、長い間高いそして安定した評価を得てきていた。日本でも、教育基本法と並び称されるほど、高い評価をそのまま引き継いで紹介されてきたと思われる。しかしながら、1944年教育法がこのような期待に応えるものであったのかどうか、十分検討されてきたとはいえない。

また1988年教育改革法が成立して以来、1944年教育法体制は過去のものとなったといわれているが、その評価も定まったものとはいえない。同法の歴史的査定の作業はイギリス教育史研究のひとつの大きな課題ともいえるだろう。

さて本稿では、第一に「戦争と教育」の問題が先勝国であったイギリスではどのような関係にあり、そのひとつの帰着点である1944年教育法がいかにつくられてきたかについて、第二に、同法はいかなるものとして評価を受けてきたのか、第三に現在の高みから20世紀のイギリス教育史全体を見直した場合に、同法はどのように研究対象とされ、それとならんで今後何を明らかにすべきかについて考察する。

## 1 第二次世界大戦と1944年教育法の制定

### 1) 第二次世界大戦とイギリス社会

イギリスにとって、すでに第一次世界大戦を経験していたということが第二次世界大戦を理解する上で重要である。第一次世界大戦もまた総力戦であり、台頭しつつあった労働党もロイド＝ジョージ率いる戦時内閣に招き入れられ、戦争に臨んだ<sup>(1)</sup>。その際、戦時内閣は、戦後の社会をより平等とする約束を与えた。教育政策でいえば、それは1918年に成立した教育法（通称フィッシャー法）である。同法は、離学年齢を14歳にすること（将来的にはこれを15歳にまで引き上げる）、14歳で離学する全ての者に16歳まで（7年後には18歳まで）の無償継続教育を保障することなどが規定された。しかし同法の実施は、戦後の財政難を理由に棚上げされた。一般大衆からすればこの「裏切り」或いは「1918年のトリック」<sup>(2)</sup>の苦い経験を踏まえての第二次世界大戦であった。

1940年5月から、挙国一致政府<sup>(3)</sup>を率いたチャーチルは、国民の戦意を鼓舞するために、かつてのロイド＝ジョージよりも戦後のより平等な社会の実現の約束を繰返し主張せざるをなかった。第二次世界大戦は第一次世界大戦と比べて、その規模も犠牲者の数も圧倒していたからである<sup>(4)</sup>。メディアも繰返し、戦意の創出と明るい戦後社会を論じた。その主張にはいくつかの共通認識があった。まず第一に第二次世界大戦が民主主義・自由主義と全体主義、或いはキリスト教とファシズムとの闘いであり、イギリスは民主主義を守る立場から戦列

に加わっていること、第二に、ドイツから本土への空爆のため、兵士のみならず自ら多くの犠牲者を出すという直接的な打撃を受けながら、総力戦として闘う国民に対して、戦後のより民主的なかつ平等な社会（福祉国家）の実現が戦争中に公約され、国民の戦闘意識を高めていたこと、（この論理は植民地にまで拡大される）。また、第三に戦時下の国内で、男性の出兵に絡み、女性の社会進出が一層進んだこと。さらに、第四として、戦時下の統制経済に見られるように国家の危機管理としての中央集権化も経験されたことから、責任ある国家或いは国家主導の政策が求められたこと、などである。これはとくに「地方自治の母国」といわれていたイギリスでは重要な点である。戦時下の社会は、高度に計画化され、中央集権化されたために、（その実態やそれがどの程度成功したかどうかは別に検証を必要とするが）、責任ある中央省庁の必要性に対する一般的な認識が流布し、それを司る官僚の意識というものにも影響を与えたことは見落としてはならないだろう。戦後社会を特徴づける福祉国家は、積極的な国家介入の必要性を認めるものであり、現在では肥大化した国家として批判されているが、その出発点は戦時下の国家体制にあると思われる。

結局、第二次世界大戦は、イギリス社会の民主化を促進する大きな変動の力となった。その実例として、福祉国家のビジョンを打ち立てたといわれているビバレッジ報告（1942年）と1944年教育法を挙げることができる。これらに盛り込まれている福祉国家のビジョンのいくつかはそれ以前にも主張されてきたものであったが、国家によって政策として正式に取り上げられたという点で、戦後の福祉国家を形成するものとして重要であり、第二次大戦がなければ実現するまでもっと時間を必要としただろうといわれている。

「20世紀の主要な3つの教育法（1902年法、1918年法そして1944年法のこと）は全て戦争の直接的結果として誕生してきた」<sup>(5)</sup>とサイモンも指摘しているように、戦争と教育改革の関係にも密接なものがある。とくに第二次世界大戦後の社会が「機会均等」を原則とする、より平等化・民主化された社会となることが熱望されたときに、教育にかかる期待が非常に強くなり、それと同時に教育に対する関心も高まった。教育によって社会を変えることができると広く一般に信じられた時代の幕開けでもあったといえる。

## 2) 1944年教育法の成立過程とその概要

イギリス戦後教育改革は1944年法の成立に帰着するが、この戦後改革への動きは、すでに1940年の段階から、ラムズボザム教育院総裁、ホームズ事務次官らによって秘密裡に進められていた<sup>(6)</sup>。その内容は1941年6月に内部資料として出された『グリーン・ブック』にまとめられている。戦後の教育改革プランを社会全体で論議させるようになったのは、TESの編集長デントの功績であった。デントは自らも教育改革プランを提案し、教育改革を進める強力な世論を形成していった。1941年7月にバトラーが教育院総裁に着任してから、1943年には白書『教育改革』が出され、教会を含む教育関係者との協議が進められた。その一方でいくつかの重要な問題に関しては、議会での論議を回避するため、法案には直接盛り込まず、諮問事項として扱い、そのための各種の王立委員会が設置された。教員養成問題に関してはマックネイア委員会が設置され、その報告は1944年に刊行された。またパブリック・スクールに関してはフレミング委員会の報告を待つこととされ、同報告書は1944年教育法案審議終了の一日前に刊行された。他方中等教育のカリキュラムと試験に関しては、1941年に設置されたノーウッド委員会報告に委ねられ、同報告書は1943年に出されている。

教育法案は1943年12月に提案され、翌1944年8月に勅裁が下された。法案審議過程においては、事前の交渉が功を奏したことや重要課題を諮問委員会に委ねていたため、さほどもめることもなかったといわれている。

同法は全文122条別表8からなる。その内容を簡単に紹介すると、まず第一に初めて同法によって5歳～11歳までの初等教育(primary education)と12歳～18歳までの中等教育(secondary education)、それ以降の教育(further education)が規定され、これらは連続する教育階梯として見なされた。そして中等教育は無償とされた。これと関連して、義務教育年限が、14歳から15歳まで引き上げられること、近い将来には16歳まで引き上げられることが規定された。さらに、15歳で離学したもの達に対しても18歳までの継続教育を保障するものとして、カウンティ・カレッジの設置が規定された。

第二に、第一に関連して、地方教育当局は自ら作成する教育計画に従い、中等教育学校を設置することになった。1944年教育法それ自体にはいかなるタイ

プの中等学校を設置するかは明記されていないが、中等学校の種類は、当時、グラマー・スクール、テクニカル・スクール、セカンダリー・モダン・スクールの三種類（三分岐型中等学校）が想定されており、これらはすべて単一の規則によって規定されることとなった。これによって、各中等教育機関の間の制度上の格差はないものとされた。

第三に、子ども達はこれまでの3R's中心の教育ではなくて、3A's（年齢、能力、適正）に応じて「親の希望にしたがって」教育を受けることが宣言された。

第四に、これまでの教育院を廃止し、教育大臣と教育省へ昇格することが規定され、大臣の権限も強められたこと、などである。

しかしその一方で、長年の懸案であった宗教団体と地方教育当局（LEA）とによる二重統制の問題や、特権的なパブリック・スクールの存続・廃止をめぐる問題などは、基本的には改革されなかった。しかしながら、二重統制に関連しては、公費支出の比例に応じて公的統制を強めることとされ、従来から国家あるいは地方の公的統制の範囲外であったインディペンデント・スクールなどに関しては、国家による最低水準のチェックが行なわれ、水準を満たしていない学校に関してはブラックリストを公表することなどが規定された。

## 2 1944年教育法の評価の変遷

日本の教育基本法の評価・解釈はこの50年間かなり固定的であるように思われるが、イギリスの1944年教育法に関する評価は時代によって変化している。ゲリー・マカロックは、最近の著作『教育改革—1944年教育法と21世紀 (*Educational Reconstruction—The 1944 Education Act and the Twenty-first Century*)』（1994）において、1944年教育法の評価を三種類にわけている。彼によれば、それはまた多少ずれはあるものの時期的段階にほぼ呼応しているもので、50年代までは「称賛」が、60年代と70年代は「批判」が、80年代、90年代は「郷愁」がそれぞれ支配的な評価であるとされている。ここではこの分類を利用して、同法に対する評価の変遷を追ってみることにしたい<sup>(7)</sup>。

### 1) 「称賛」—1950年代

マカロックによればその代表的研究者はデントである。デントによれば、1944年法は、「イギリス公教育制度上初の重要な、かつ本質的な発展をもたらした偉大な法律である」<sup>(8)</sup>。マカロックと同様に、サイモンも、「(同法成立直後は)左派でさえ、(民主主義の)大勝利であると見ていたことは確かだ」<sup>(9)</sup>と述べている。同法への高い評価は同法案を国会に提出したバトラー教育院総裁に対しても与えられた。チャーチルが宗教問題を含まざるを得ない教育改革には反対をしていたにもかかわらず、バトラーが大変教育改革に熱心で、チャーチルの反対を押し切って教育改革を断行したということや、民主的な手続きを重んじるバトラーが、教育関係者との事前の交渉を粘り強く続けたから同法が成立したこと、さらに同法が6分間に一度、ドイツの空撃を受けている最中で成立したなどという話<sup>(10)</sup>も、同法の成立に重みを持たせている。実際、法案審議は、労働党一部から提案された男女同一賃金の主張以外は、ほとんど対立する問題点がなくすんなり可決した。確かに階級社会であり、英国教会の影響も保守党の勢力も強い当時のイギリス社会において、教育の機会均等を盛り込み、平等を唱った同法がすんなり成立したことは、高く評価されることであつたらう。同法は戦後の社会を福祉国家とする国民的合意(コンセンサス)の表れとして見なされている。これらの評価は、同法がより平等な民主的な教育制度を創出することを目的としたとするものであり、またこの評価は、通説として継承されてきたといえる。ゴスデンは、1995年の段階でさえ、教育制度の大枠はいまだに1944年法によって規定されていると述べている<sup>(11)</sup>。

### 2) 「批判」——60年代と70年代

マカロックは60年代と70年代は「批判」の時代であるとしている。彼はさらに「批判」を二種類に分類している。彼によれば、60年代を通じて、まず社会の不平等が減少しないという理由でラディカルズ(左派のこと——大田)から、また経済的・産業的競争力を増強しなかったという理由で右派から、同法及び同法体制に対する批判が強まった。そのため労働党と保守党との教育政策上の対立が顕著になり、保守党は第76条の「親の希望」を楯にとる戦略にでた。それに対して労働党はプラウデン委員会報告のように不平等の解消のための積極

的な政策やコンプリヘンシブ・スクールを制度化するような教育法の必要性を主張するようになったのである。これがマカロックのいう一つの「批判」であった。さらにマカロックは続けてもう一つの「批判」を紹介している。それはさらにラディカルな研究者達によって主張されたもので、「エスタブリッシュメントの陰謀 (An Establishment Conspiracy)」説と呼ばれるものを中心的内容とする研究を指している。これは例えばサイモンなどに代表されるもので、彼等によれば1944年法は戦後社会のコンセンサスなどといったものではなく、特権的グラマー・スクールを温存するための反平等的な「保守党の教育法」とされるのである。

しかしこのマカロックの「批判」の分類は、いささか単純すぎる。ここで代表的なものとして挙げられているサイモンの論文は1980年代に書かれたものであり<sup>(12)</sup>、サイモンが依拠した先行研究のほとんどが1970年代後半以降のものであることから考えれば<sup>(13)</sup>、この「エスタブリッシュメントの陰謀」説は、1980年代の産物であるとしなければならない。これは教育学だけに関わるものではなく、各分野で基本的に70年代後半から80年代に集中する研究的動向であり、同じ「批判」であるにせよ、60年代と70年代前半での「批判」が1944年法体制の批判的発展・継承を主張するものであったことと比べれば、これは本質的に異なる問題を取り上げていたのである。この問題については本節の最後で再び取り上げる。

### 3) 「郷愁」——80年代, 90年代

マカロックは政治的・社会的変化を指摘しつつ、80年代, 90年代に支配的であった評価を「郷愁」と呼んでいる。彼によれば、まず現在の保守党の教育改革を批判する立場において、二つのグループがある。一方は1940年代以来の欠陥的側面を助長・拡大するものとして80年代, 90年代の保守党の教育政策を批判するもの、他方は少なくとも達成されたと思われるこれまでの改革の成果を無視するものであるとして、現在の保守党の教育政策を批判するものである。双方共に現代の教育改革と1940年代との比較を通じて、1944年法体制に対してある種の「郷愁」を感じているというものである。次にマカロックは、保守党の教育政策を支持するもの達の間にある「郷愁」にも言及している。彼等は、

「グラマー・スクールの古き良き時代」への「郷愁」と60年代の労働党主導の教育政策への批判を試みているのであり、この60年代批判によって1940年代を「郷愁」の名のもとで美化し、自らの1988年教育改革法などとその時代との連続性を主張し、正当化を図ろうとしているのである。マカロックによれば、このようにして、現代の教育改革は、未来を志向するものという担当者の言明がなされているものの、結局、1944年教育法体制とそのもとで築き上げられてきたイギリスの教育の伝統を中核として再構成されている。

#### 4) マカロックの区分論の問題点

以上のマカロックの分析からすれば、1944年教育法研究は、依然として、あるいは現在だからこそ、20世紀イギリス教育史理解において不可欠かつ重要な作業となるのである。しかしながら、マカロックのいう「称賛の時代」についての把握は妥当であると思われるものの、続く「批判の時代」をめぐるのは、その批判の質を問題にするべきであろう。

三分岐型中等教育に対する批判が1944年教育法制定当時からないわけではなかった。コンプリヘンシブ・スクールを主張する理論家達からは、当時の状況でコンプリヘンシブ・スクール型を法律に盛り込むことも可能であったとする批判や、民主化・平等化を推進する人々からはパブリック・スクールを温存したことに対して批判が繰り返しなされていたのである。しかしながら、1944年教育法自体にはどこにも中等教育のタイプを規定した条項はなく、いかなる中等教育機関を有するかは地方の教育計画に委ねられたのである。戦後すぐに、レスターではメイソンが中心となってコンプリヘンシブ・スクールが実現していること<sup>(4)</sup>などを考えれば、1944年法が三分岐型中等教育を導入したとする批判は不十分である。結局、1970年代半ばまでは、これらの問題点は、1944年教育法成立当時の政治的状況などから判断して、いわゆる「積み残し問題」のように理解され、1944年教育法の高い評価に鋭いメスを入れるほどにはならなかった。例えば、1976年に出されたゴスデンの『第二次世界大戦における教育 (*Education In The Second World War*)』は、1944年教育法成立過程に関する初めての体系的かつ詳細な研究である。この研究は戦争史研究の一環として依頼されて行なわれた研究であったが、ゴスデン自身、イギリスの教育制度が



「その大枠は過去30年間1944年教育法とその時期になされた多くの施策によって規定されている」(p.2)と指摘している。それゆえ彼は同法の作成・成立過程に大部分を費やしているのである。この研究によって、バトラー一個人の活動の結果として同法を押えることはできないことや法案準備に関わった教育院官僚らの活動が明らかになったが、同法の評価の大枠を変えるものではなかった。つまり、多くの研究者にとって、1944年教育法は出発点として所与のものだった。第二次世界大戦直後のイギリス社会では安定した労働党政権が誕生したし、その後保守党と労働党との二大政党時代が続いたが両政党ともに福祉国家路線を踏襲したからである。1944年法の不十分な点は、労働党政権が実現してくれるはずであった。そして労働党政権はこの期待に答えるべく、コンプリヘンシブ・スクール化やプラウデン報告にあったような就学前教育の充実や教育優先地域計画などを推進していったのである。

1944年教育法および同体制に対して、根本的な批判的研究が始まったのは、国民的合意とされた福祉国家体制のいきづまりが認識された1970年代後半からであった。したがって、マカロックのいう第一の「批判」は、その中身を批判的継承・発展と押えて、その前の50年代から1970年代半ばまでを一括りとし、「称賛と批判的継承」の時代とするのが妥当だと思われる。

##### 5) 「混迷と理論的混乱」の時代

1970年代後半から現在までは、同法及び同法体制の評価に対する理論的対応は、複雑である。これまでは労働党対保守党の対立図式で説明できたが、それはもう不可能である。何故ならば労働党内部も、保守党内部もそれぞれ理論的に分裂を含んでいるからである。理論的対応をあえて大胆に分類すれば三つに分かれる。これはまた、この時期、イギリスの経済的地位、産業構造や社会構造が大きく変わったことに対応している。

たび重なるポンド危機、スエズ動乱、アイルランド独立問題など戦後のイギリス社会は不安定であり、高度のインフレと失業問題に悩まされていた。EC加盟問題も親アメリカ路線と絡んで複雑な様相を呈していたのである。1971年のドル・ショック、それに続くオイル・ショックは、イギリス経済にも壊滅的な打撃を与えた。慢性的なインフレーション、主要産業の衰退、若年層の失業

率の増大と、イギリス社会を襲った様々な問題は『イギリス病』という言葉を生む程であった。「ゆりかごから墓場まで」という壮大なキャッチフレーズの下に出発したイギリスの福祉国家政策は、もはや維持していくことが困難になっていたのである。何故このような状況になったのか、犯人さがし或いはスケープゴートさがしが始まった。それと同時に、1976年、当時の労働党党首でありかつ首相であったキャラハンが1944年教育法体制の見直しを提案したことは、それまでの福祉国家政策の守護神であった労働党の破産宣告であった。

1976年のキャラハン演説以降、公教育制度をめぐる論議は一変した。しかしながら、労働党政府の準備した教育改革モデルは、対症療法のようなもので、テラー・レポートの勧告に基づく親の参加（ニューパートナーシップ）、コンプリヘンシブ・スクールの法制化、コア・カリキュラムの作成、試験制度の改革などであった。戦後社会の根本的改革を目指す論調は、サッチャー保守党政権が誕生した1979年前後からもっと明確に語られるようになるのである<sup>(15)</sup>。

1970年代後半に復活したブラック・ペーパー・グループは、1960年代に進められてきた教育政策に関して、全面的な戦争をしかけた。この時期、教育をめぐる論議が複雑な様相を呈していたことは、これが単に政党イデオロギーにとどまらず、教育問題として、さらにはイギリス社会の存続をかける問題として発展したことによると思われる。そしてそのことは、このブラック・ペーパー・グループの中に、もと労働党党员として教育政策を推進していた教育関係者や研究者が数人含まれていたことなどに表れている。さらに、多くの保守党系シンクタンクが教育に関して発言をし始め、保守党系タブロイド版新聞が、学校で起こった事件をセンセーショナルにとりあげ、スキャンダルを撒き散らして行った。

そしてサッチャーの教育政策は、ブラック・ペーパー・グループ等保守党系シンク・タンクに代表される福祉国家的教育政策の全面否定を基調とするものとなった。

1977年、教育（知識）社会学者のヤングとウィッティは、「10年前と比べて、もっとも著しい特徴は、学校教育は『善きもの』であるという絶対的仮説が、突然消え去ったことにある」と論じた<sup>(16)</sup>。また1980年に、ハルゼーら教育社会

学者が、戦後の教育の機会均等を指導原理としてきたはずの教育政策が、実は失敗していることを実証した研究を公刊した。『出身と終着点 (*Origins and Destinations*)』と題された同書は、1972年に、イングランドとウェールズ在住の20歳から60歳までの男性8,529人を対象に調査を行なったものである。その結果、以下のことが主張された。まず公立の中等教育制度はこれまで親が正規の中等教育を受けたことのない家庭出身の少年達に、大変良い教育を与えていること。しかしながら第二に、労働者階級出身の選抜型中等学校(グラマー・スクールとテクニカル・スクールのこと)在籍者の離学率が高いこと、とくにシックスズ・フォームで比較すると労働者階級出身者とサービス階級<sup>(17)</sup>出身者との比率は、16歳で1 : 4, 17歳では1 : 8, 18歳では1 : 10, 大学進学率では1 : 11まで広がっている。そのため18歳時でのAレベル試験では専門職・管理職のサービス階級出身者が68%を占めるようになる。これに加えてシックスズ・フォーム及び大学の収容人数が絶対的に不足しているため、多くの労働者階級青年がそれらに入ることが出来ず、その才能が浪費されている。第三にももしメリトクラティックに中等教育制度が組織されたならば、選抜型中等学校(公立と私立双方)では、理論的にはサービス階級出身が53%, 労働者階級出身が28%を占めることになる。しかしながら実際には、サービス階級出身の少年達が67%, 労働者階級出身の少年達は24%を占めている。このため4%にあたる年間6,000人もの労働者階級出身者がメリトクラティックに扱われることを拒否されていることになる。これは労働者階級全体から考えればかなりの数となる<sup>(18)</sup>。結論として、ブルデューの主張する「文化的資本」の影響や心理学者が主張したIQといったものよりもなによりも、「階級」がイギリス社会では「教育の機会均等」に対して重要な意味を持っていると指摘する。そのため、IQ(+努力)で評価されるはずのメリトクラシー的平等社会を創出しようとした1944年教育法と三分岐型中等学校は、この点において失敗したということになる<sup>(19)</sup>。

またさらに1944年教育法体制に対するラディカルな理念的かつ歴史的批判が、教育社会学者以外からも提出され、これに続いた。ここではその代表として、バーミンガム大学の現代文化研究所 (Centre for Contemporary Cultural

Studies——CCCS と略) の理論的活動に注目したい。彼等は、マルクスから始まり、ボールドとギンテス、アルチュセールとフーコー、ブルデューといったネオ・マルクス主義の理論的影響を受けて、『アンポピュラー・エデュケーション』(1981年)を出版した。これは、1944年法と戦後の体制が「教育の機会均等」を軸に発展し、民衆教育(ポピュラー・エデュケーション)が整備されればされるほど一般大衆からは「不人気(アンポピュラー)」になっていったことを明らかにした史的研究である。ここで初めて本格的に戦後社会のコンセンサスと、とくに政権担当政党としてより中道的なスタンスを取り、コンプリヘンシブ・スクール運動や教育優先地域政策を進めていった労働党の教育政策及びこれを支えてきた理論家達が、より左派の側から批判されたといっただいであろう。彼等は、戦後の教育政策がもともと「社会民主主義的」政策なものを追求するものであり、同法が持つ理論それ自体が平等化・民主化という戦後の社会目標にとって限界を有していたと断じた<sup>(20)</sup>。しかしながらこのCCCSによる批判は、当時は多くの人々をつき動かす程までには至らず、むしろ、葛藤理論の採用を標榜しながらも、教条的なマルクス主義的な公教育批判であるとして扱われていた<sup>(21)</sup>。

1980年代になると、サッチャー保守党政府は次々と教育政策を打出し、戦後社会のコンセンサス及び福祉国家政策との決別の姿勢を明確にしていく。そうになると、これまで発展史的に捉えられてきた公教育制度史や、自明とされてきた数々の前提それ自体を見直す研究が盛んになってきた<sup>(22)</sup>。CCCSの主張や文章を引用する論文も増えてきた。また中には西洋文明の行き詰まりを認識したり、或いは近代批判を繰り広げたポストモダンの理論的影響を受けて、公教育批判を展開するものも増えた<sup>(23)</sup>。1944年教育法に関しても、政治家バトラーや政務次官を務めた労働党のイード、或いは影の立役者だとしてベビィンに焦点を当てた実証的研究<sup>(24)</sup>が出された。これまであまり取り上げられてこなかった保守党の教育政策研究も姿を表しつつある<sup>(25)</sup>。その中で、たとえば、当時の保守党陣営は、自由党党员であるベバレッジが提案した社会福祉プランを受け入れたくないのと同時に、それにかわる大衆の支持を得る何かを追求していたので、バトラーの教育改革に乗ったのではないか、また、その後バトラーが大蔵

大臣の時代に教育費を大幅にカットしようとしていたことなどを根拠に、彼は教育に熱心であったというよりも政治的に判断をして、教育改革に臨んだのではないかという仮説などもバーバー<sup>(26)</sup>によって飛び出している。

その一方で、差別的な三分岐型中等学校と対抗して、「教育の機会均等」原則を実現したと信じられていたコンプリヘンシブ・スクールの能力別編成の実態に関する調査<sup>(27)</sup>や労働者階級に高等教育を保障するはずの奨学金制度が、実は大学に最も多く進学している中産階級のために使われているなどということが、常識的に言われるようになった。

こうして1980年代及び1990年代の教育改革とそれに関わる教育学の理論的動向は、マカロックが命名したように「郷愁の時代」ともいえるが、その中身はもっと複雑である。1970年代後半から現代に至る時代において、1944年法に対する支配的な評価は、「混迷及び理論的混沌」であろうか。

### 3 教育史研究対象としての1944年教育法

19世紀の教育制度の課題が基礎教育或いは初等教育の制度化にあったとすれば、20世紀の課題は中等教育の制度化にあるといえる。それだけで完結している一般大衆を対象とする基礎教育と、中産階級を対象とし、高等教育にまで連続している中等教育との接続をめぐることは、すでに世紀の変わり目に大問題となり、ボーア戦争後、1902年法が成立した。この1902年法は、新たに設置された地方教育当局に中等教育の供給を認めさせたが、基礎教育と中等教育の接続は認めなかった<sup>(28)</sup>。そのため、この二つの教育制度の接続は、その後も長い間、闘争課題となっていた。したがって、この二つの教育制度を明確に連続した教育階梯であると規定し、子ども達は3 A'sに従って自らにふさわしい教育が与えられることとした、換言すれば「教育の機会均等」原則に則って無償の中等教育を保障した1944年教育法は、その点において高く評価されるものである。そしてこの平等化された教育制度は、戦後民主主義社会の根幹となり、より平等化した社会を創り出す（ハルゼーの言葉を借りればメリトクラシー的社会を創り出す）制度として機能するはずであった。

しかしながら、先に述べたように、現代の高みから見れば、同法はこれらの

期待に十分応えたとはいえない。それでは、何がその実現を妨げたのであろうか。それは、現在もっともラディカルな批判の対象となっているとマカロックがいうような「エスタブリッシュメントの陰謀」や三分岐型中等学校なのではない。それは、中等教育資格（School Certificate——以下 SC と略）に関わる外部試験制度と、メリトクラシー原理（能力主義）が貫徹しないイギリスの社会そのものではないだろうか。

### 1) 外部試験制度

先に述べたように、イギリスでは、基礎教育と中等教育は全く別個の教育制度として発達してきた。19世紀末から20世紀初頭にかけて寄木的に造られた奨学金制度あるいは1907年からの無償席政策は、この二つの教育制度をつなぐラダーと呼ばれるものであったが、（大学にも進学でき、社会のエリートとなることが約束される）グラマー・スクールへの進学は、授業料を支払えるものと授業料は支払えないが学力（能力）のあるごく少数のもの<sup>(29)</sup>にのみ許されるという観念を人々の間に植え付けた。これはイギリス社会における大学の役割（専門職養成機関）やエリート像とも深く関わっているが、階級的エリート（血と財産によるエリート）を温存する形でメリトクラシー的エリートが融和した状態であるともいえようか。他方、労働市場では労働組合による労働力供給統制が伝統的に強かったため、労働市場への参入においては学歴を一般的に必要とする傾向にはなかった。したがって、全ての子ども一人一人を同一の価値尺度で測り、社会的分業に振り分けるための能力主義（平等な社会では唯一の人材分配基準として機能するはずの能力主義）<sup>(30)</sup>がなかなか貫徹しなかったのである。学校に対して否定的な評価を与える労働者階級の存在は、常に教育学者を悩ますものである<sup>(31)</sup>し、日本の状況とは全く異なるものである。イギリス独特のこういった社会組織（階級を温存しながらも民主主義を主張する）の原理がこの頃創り出されたといってもよい。しかしながら、この特色は、イギリスの教育学において、1980年までは真剣に検討されてこなかったように見える。そのため、「教育の機会均等」をより民主的な社会をもたらす強力なエンジンとして見なす立場の人々からは、経済的な不平等という理由から同じ能力あるものに対して差別が生じることは否定の対象と考えられたのである。問題

は、貧しいもの達の間で能力あるものの選別であった。こうして、基礎教育から中等教育への進学者選抜は、20世紀初め以来心理学によって解明される知能指数 (IQ) によって、正当化されることとなる。

1920年のヤング委員会報告は、心理学者バートの実験結果を使って、基礎教育から中等教育への進学時を11歳から12歳とし、中等教育を受ける能力のあるものを全体の75%と算定し、それまでの25%の無償席を40%まで（将来的には75%まで）増やすことを勧告した。この時期から各 LEA による無償席のための試験などに知能検査が使われ始める。こうして、子どもの能力の判定は、教育関係者ではなく、心理学者の手に委ねられ、何%が中等教育にふさわしいかが論争となった。しかしながら、その一方で、「中等教育は富裕なもの、または非常に才能のあるものの特権ではなくして、全ての子どもの自然の権利」であるという主張が『中等教育を全てのものに』、ハドウ・レポートなどでなされるようになる。そこではまた、中等教育が青年期の教育であるが故に、そのカリキュラムは多様であることが同時に強調された。1920年代から40年代にかけて、子ども達には主には三つのタイプがあることが一般に受け入れられたのである。三つのタイプの子ども達とそれぞれにふさわしい中等学校モデルを明確に定義したのは、1943年にだされたノーウッド委員会報告であった。それによると、三つのタイプの第一は、「学習それ自体を楽しみ、問題を理解したり、合理的に理解できる」タイプで、グラマー・スクールにふさわしいもの、第二のタイプは「応用科学や応用芸術などに興味と能力を持つ」タイプで、「ある特定の職業と密接に関連する技術等をカリキュラムとして提供する」テクニカル・スクールがふさわしいもの。第三のタイプは「抽象的なことよりも、具体的なことを扱い」、すぐに答えが返ってくることを期待し、「全般的なバランスの良くとれたカリキュラム」を提供するセカンダリー・モダン・スクールにふさわしいものである<sup>(32)</sup>。そこでは、この三つのタイプの子ども達の適性に応じてそれにふさわしい中等教育を供給することが、平等を確保することであると考えられたのであり、それはノーウッドに特有なものの考え方ではなかった。従って、このノーウッド委員会及び彼自身を批判する研究が流行っているが、それだけでは不十分なのである<sup>(33)</sup>。こうして、1944年法以降、全ての公立

学校に在学するものは11プラステスト（IQテストと英語のエッセイ、算数）と進学予定先の校長のインタビューを受け、うち上位30%がグラマー・スクールとテクニカル・スクールへ、残りの大多数がセカンダリー・モダン・スクールに振り分けられることになったのである。

ところでイギリスでは、基礎教育以外の教育の分野では、学校制度とは別に、主には大学進学のための外部試験制度が、1850年代から発達していた。子ども達の教育の評価（修了書）は、彼等を教育した学校からは与えられないのである。

まず1850年代に大学入学試験としてケンブリッジとオックスフォード両大学主導で外部試験が行なわれた<sup>(34)</sup>。その後、大学奨学金試験や教育終了資格試験として多くの外部試験が様々な団体によって行なわれ、たびたび、整理統合の必要生が主張されていた<sup>(35)</sup>。1911年にアークランド王立委員会がこの問題を討議するために設置されたが、その一つの結果として、中等学校終了資格（School Certificate——SC）と大学入学資格を与える上級資格（Higher School Certificate——HSC）が、それぞれ16+（フィフス・フォーム）、18+（シックスズ・フォーム）で受験されることに決められた。これらはペーパー・テストである。第一次大戦によって中断されるものの、同勧告に基づく外部試験制度が1917年から導入され、同制度の管轄部門として中等学校試験協議会（Secondary School Examinations Council——SSEC）が設置された<sup>(36)</sup>。その後1930年代には外部試験の内容が中等学校のカリキュラムに影響を及ぼしていることに対して、たとえば15歳未満の受験を禁止するなど手だてを講ぜよといった批判が強まり、同制度の見直しが迫られた。1944年教育法の準備過程において、この問題はそれだけで取り扱うことが教育院で決定され、SSECの下部委員会として1941年にノーウッド委員会が設置されたのである。ノーウッド委員会勧告の一番重要な点は、通常いわれるような三分岐型中等学校を勧告したことにあるのではなく、この外部試験制度の改革にあったのである。委員会の提言は、すべてグラマー・スクールを対象になされたものである。すなわち、中等教育資格を得るためには、離学年齢を越えて2年間学校に在籍する余裕が必要とされたし、グラマー・スクール以外の学校ではもはや受験資格も与えら



れないということ<sup>(37)</sup>になったのである。だから1944年教育法が三分岐型中等学校をそれぞれ同等のものと見なすと宣言したとしても、これら三つのタイプの中等学校を同等として扱うこと自体、不可能なことであった。1954年に書かれたデムスターの著作に対する序言でバーノンが、「戦後すぐにほぼ5割の親がわずか2割のグラマー・スクールの席をめぐる熱い闘いを始め、小学校の教師達にプレッシャーをかけている」<sup>(38)</sup>と指摘していることを考えれば、戦後、この僅かなグラマー・スクールの定員をめぐるかなりの受験戦争があり、夢破れてセカンダリー・モダン・スクールに進学した多くの中産階級の親達の間には、三分岐型中等学校に対する不満が存在していたことは十分予想できる。そしてこの部分が、人生一度のチャンスである11プラスに対して、早期の選抜の正当性に疑義を申し立て、これに反対し、選抜時期を遅らせるためにコンプリヘンシブ・スクール運動を強く支持したとしても不思議ではない。

なお、SCとHSC制度は1951年にGCEのOレベルとAレベルにそれぞれ改組され、さらに1962年には質の異なるCSEが導入され、1985年に両者を統一したGCSE（但し16+のみ）が登場するなど、形を変えながらも存続している。さらに離学年齢と受験年齢の乖離というこの問題は、実は離学年齢が16歳に引き上げられた1972年（実施は1974年）まで続いていたと考えられる<sup>(39)</sup>。これは、産業構造が変わり、雇用条件に資格が重視され、それもCSEよりもアカデミックな教科を中心とするGCEが重視されるようになったとき、GCEに関しては無資格の離学者がそのまま社会の底辺層に単純労働者として組み込まれていくことを固定化・制度化していく機能を果たしたといえよう。大学進学者を選抜するという限定された機能だけを果たしていれば良かった試験制度は、大きく変更されなければならないのである。さらにいえば、現在のGCSEも受験は強制的ではない。つまりイギリスに特徴的な外部試験制度との連関をもたない学校制度の構造の在り方それ自体が、不平等をもたらしたといえよう。

## 2) メリトクラシー原理と階級社会

第二の仮説は、メリトクラシー原理を貫徹させない（労働者）階級文化の存在である。前述のハルゼー等の研究によれば、グラマー・スクールに進学しても、労働者階級の子どもは離学年齢がくれば離学してしまう傾向があるという

ことであった。これを指してハルゼーは親の「階級的態度」によって中等教育の機会が開放されても期待された平等を実現しないと論じたのである。この「階級」は「経済的貧困」と必ずしも完全には一致しないため、なかなか理解することが困難である。しかしながら、イギリス社会におけるメリトクラシー原理の中途半端な貫徹によって、教育の民主化・平等化を主張する人々の間に、メリトクラシーの実現こそが民主化であるという根強い主張と、それと並んでコンプリヘンシブ・スクールへの過度の期待というものをもたらした<sup>(40)</sup>。それでは、コンプリヘンシブ・スクールは、メリトクラシー的社会を創出することになったのであろうか。その後の教育社会学の成果によれば、否定的である。その原因を労働者階級の文化に求める研究は多い。これらの研究によれば、どんなに平等を実現しようとしてもあらゆる教育改革は失敗することになる。しかしながら、これらの研究は労働者階級の文化をブラック・ボックスとして固定化して捉える発想であり、制度論を積極的に構成するものではない。他方、こういった階級文化論を批判するバーミンガム現代文化研究所は、前掲書の結論部分において、まずこの労働者階級の文化は資本主義的生産関係を表す生産点で形成されるから、これを変えない限り基本的には変えられないことを確認した上で、これまでの教育史の経験からすれば、それでも教育改革は可能だとする。たとえば過去や現在における覚醒したインテリや自己教育運動の存在、教育は学校にのみ限定されないという実践、国家的制度として学校が制度化されてきた以降も教育制度は資本の要求を直接体现するものではないこと、またその発展は直線的ではなく、紆余曲折があること、かつては公選制の学務委員会のような管理組織を有していたこと、戦争の体験が個人ではなく集団として教育を考える機会を与えたことなどがその根拠として挙げられる。

他方、イギリスにおけるメリトクラシーとエリートの問題を再検討する必要がある。その際、B・バーンシュタインの主張する二つの中産階級論、すなわち中産階級も一枚岩的存在ではなく、学歴を重視する専門職中心の中産階級とそうでない中産階級と二つに分ける考え方は、中等教育制度を研究する上で重要であろう<sup>(41)</sup>。また1860年代のタウントン委員会以来、中産階級を三つに分類する考え方もある。したがって、中等教育も、中産階級のための教育として発

展してきたのであるが、その内実をもう一度19世紀後半の中等教育の制度化のあたりから検討し直す必要がある<sup>(42)</sup>。また、パブリック・スクール（現在ではすべてインディペンデント・スクールと呼ばれる）は、現代でもエリート再生産機関として見なされているが、メリトクラティックな近代的カリキュラムをなかなか導入しなかったばかりか、今でもその傾向があると指摘されている。インディペンデント・スクールは、1988年教育改革法の規定するナショナル・カリキュラムの適用を免れているが、それに対しては同制度の特権を保持するためだという批判が一般的である。そしてそれは当然の批判でもある。しかしその一方で、イギリス国内では、インディペンデント・スクールでは、近代的な科学などの実験設備が整っていないから、ナショナル・カリキュラムの適用が無理なのだという説明もなされていること<sup>(43)</sup>は注目に値する。そのようなインディペンデント・スクールが、なぜエリートの再生産を可能としているのか、この時のエリートとは何なのか、これも検討されるべき課題であろう。

### まとめにかえて

現在進行中の教育改革は、「個人主義」を徹底させる競争原理を主眼とするものである。竹内洋はこれを「イギリス教育の日本化」<sup>(44)</sup>と呼んでいる。義務教育段階におけるナショナル・カリキュラムとアチーブメント・テストの導入は、これまで「教師の教育の自由」によって守られ、ほとんど外部の評価がなされなかった義務教育の一定程度の水準の確保に国が責任を負うという形で「近代化」を目指したものともいえる。しかしこれまでの慣例を破って、教育学研究の蓄積を無視し、「上からの」改革を強行したために大きな問題を抱え込んだ。一つはこれまであまりにも「教育の自由」を謳歌してきた教師に対し、その専門性を否定する形で短期間に一元的な尺度を学校に持ち込み、その結果によって学校間に競争を導入しようとしたために、現場での混乱を引き起こし、教師からの反発を招いたこと、第二に、ナショナル・カリキュラムの最終キーステージとその後2年で受験するGCSEのシラバスとの関係が不問に付されていることに現れているように、従来の外部試験制度と学校制度との乖離には手を付けずにいること。そのためGCSEのマークなしに離学する「底辺40%

の生徒の存在」を問題視することにより一連の教育改革の導入を正当化してきたにも拘らず、この根本的問題には殆ど対処していないことが分かる。このままでは階級文化の存在の前にこの教育改革も「失敗」していくだろう。第三に、この競争に勝つためには、学力水準が低いと認定される弱者——障害児や学習困難児、マイノリティ——を切り捨てていく危険性が出てくる。しかし公立学校ではそう簡単には切り捨てられない。何故ならば11歳時に選抜試験を行なうことは禁じられているからである。一方ではインディペンデント・スクールをこの競争から除外しているので、優秀な子ども達が公立学校から逃げ出す可能性が高まる。第四に、ナショナル・カリキュラムに盛り込まれた文化の問題がある。1970年代から80年代を通じて移民が急増した結果、英語を母語としない人口が急増し、移民の多い地域では（英語で測られる）学力水準の低下が見られる。ひとくちに移民といっても、言語・文化・宗教の違いも大きい。白人社会でもまた家族関係や道徳観が大きく変化していることを考えれば、ナショナル・カリキュラムが想定している英語を使用したキリスト教と西洋文明中心の文化と家庭文化の問題が再燃するだろう。とくに歴史科で問題とされたような「復古主義的」カリキュラムの問題も無視できない。

現代の教育問題を考える上では、さらに現代社会の産業構造の変化を考慮に入れる必要があるだろう。イギリス社会は徐々にではあったが、ホワイト・カラーを中心とする中間階層が増大し、学校教育に関心を払いだし、労働世界においても学歴が重視されるようになってきている<sup>(45)</sup>。こうなってくれば、メリトクラシーの道はさらに開かれるであろうし、階級とは異なる価値尺度によって人々は測られることになる。しかし受験戦争と能力（差別）主義問題を抱えている日本からすれば、イギリス社会を単純にメリトクラシー的に組織することが果たして民主化なのかどうか戸惑いを覚えざるを得ないし、ポスト・フォードイズムのもとではメリトクラシー的労働者が生き残る可能性があるのかどうかも、検討されなければならない。

結局、中等教育の制度化という20世紀の教育問題は、今世紀には解決出来ずに21世紀まで持ち越すことになった。現在、イギリスでは、21世紀に向けて、20世紀の福祉国家モデルのもとでの制度化か、市場社会モデルのもとでの制度

化なのかが社会の存続をかけて問われているといえよう。昨年と今年のイギリスにおける教育学の論文において、1944年法それ自体に言及した論文は、教育史学会の特集を除けばわずか1本しかない<sup>(46)</sup>ということが、戦後50年と銘打った特集が氾濫した日本と比べて、現在のイギリス社会が直面している問題を浮び上がらせているといえよう。

(本論文は教育史学会第34回大会での全体シンポジウムの報告に加筆・修正したものである。尚平成七年度科学研究費補助金一般研究(C)萌芽的研究の成果の一部である)。

#### 注

- (1) 労働党からはヘンダーソンが戦時内閣に参加した。その一方でもちろん、戦争に反対する人々や労働争議なども存在していたことは忘れてはならない。村岡、木畑編『イギリス史 近現代3』山川出版社、267-270頁。
- (2) チューター・イードの言葉。Ede, C., *Diary*, Jeffereys, K., 'R. A. Butler, the Board of Education And The 1944 Education Act', *History*, 1984, 69-227, p.427からの重引
- (3) 挙国一致政府には、労働党よりアトリーが副首相として、アーネスト・ベヴィンが労働相として入閣している。
- (4) 村岡、木畑編、前掲書、323頁以下参照。
- (5) Simon, B., *Education and Social Order*, Lawrence & Wishart, 1994, p.34.
- (6) ゴスデンによれば、開戦直後の疎開政策の混乱により教育院の統括力の無さが露呈した上、農村と都市の格差が明白になったことなどから、積極的な対応の必要性が中央官僚等によって認識された現れであった (Gosden, P. H., *Education in the Second World War*, C. I)。また疎開の現状については『切りとられた時間』イギリスの会参照のこと。
- (7) McCulloch, G., 1994. Woburn Press.
- (8) McCulloch, *ibid.*, p.45. 出典は Dent, H. C., *The Education Act, 1944*, 1944 p.3.
- (9) Simon, *op. cit.*, p.76.
- (10) Heaton, N., 'Forty Years On', *TES*, 20/1/84
- (11) Gosden, P. H., 'Putting the Act together', *History of Education*, 24-3, 1995, p.195.
- (12) Simon, B., 'The 1944 Education Act: a Conservative measure?', *History of*

- Education*, 15-1, 1986.
- (13) 主要には Addison, P. *The Road to 1945*, 1975. Barnett, C., *The Audit Of War*, 1986. Jeffreys, *ibid.* などがあげられる。
- (14) Jones, D. K., 'The Reorganization of Secondary Education in Leicestershire, 1947-1984', *The Changing Secondary School*, (ed.) Roy Lowe, Falmer Press, 1989, pp.20-36.
- (15) 大田直子「サッチャー政権下のイギリス教育改革」森田他編『教育学年報1』世織書房, 1992
- (16) Young, M. & G. Whitty, *Knowledge and Control*, p.1. 但し初版は1971.
- (17) ハルゼーの調査で使われた階級の定義は, 三つに分かれている。トップはサービス階級とされ, 専門職, 管理職, 上級技術者が入る。第二は中間階級で下級技術者, ホワイト・カラー, 「労働貴族」層が入る。第三が労働者階級で農業労働者を含む。Halsey, A. H. et al, *Origins and Destinations*, Clarendon Press. p.18.
- (18) 以上の要約は, Halsey, A. H. et al., *ibid.* と『エデュケーション』(25/1/80)を参照した。
- (19) Halsey, *ibid.*, Halsey, A. H., 'Platform', *TES*, 11/1/80. 彼等の結論では, 共通文化を育てるようなコンプリヘンシブ・スクールの実現と大学やシックスズ・フォームの拡大が成功の鍵となる。これに対して『*Education*』の要約者は, 楽観的であると指摘している。しかしながら, ハルゼー等は, アメリカのコンプリヘンシブ・スクールの検討も批判的に行なっているので, 単純なコンプリヘンシブ・スクール擁護論ではないことは強調しておきたい。
- (20) Centre for Contemporary Culultural Studies, *Unpopular Education-Schooling and social democracy in England since 1944*, Hutchinson, 1981.
- (21) Hargreaves, A. & M. Hammersley, 'CCCS Gas', *Oxford Review of Education*, 8-2, 1982, Silver, H., 'Policy as History and as Theory', *British Journal of Sociology of Education*, 2-3, 1981.
- (22) 近代公教育制度の成立過程で否定されたもうひとつの公教育モデルとして, 「おかみさん学校」の存在に注目したガードナーの研究などが代表的であろう。
- (23) とくにフォーコーの影響を受けて書かれたハミルトンをここではあげておく。  
Hamilton, D., *Towards A Theory of Schooling*, Falmer, 1989. 日本でも同様の影響が見られ始めている。例えば安川哲夫, 児美川佳世子の論文・著作など。
- (24) Jeffreys, *ibid.*, Wallace, R. C., 'The origins and authorship of the 1944 Education Act', *History of Education*, 10-4, 1981, Barber, M., *The Making of the 1944 Education Act*, Cassell, 1994 など。
- (25) Knight, C. *The Making of Tory Education Policy in Post-War Britain 1950*

- 1986, Falmer Press, 1990. Dean, D. W., 'Planning for a postwar generation: Ellen Wilkinson and George Tomlinson at the Ministry of Education, 1945-51', *History of Education*, 15-2, 1986. Dean, D. W., 'Conservative governments, 1951-64, and their changing perspectives on the 1944 Education Act', *History of Education*, 24-3, 1995. など
- (26) Barber, *op. cit.*
- (27) Ball, S., *Beachside Comprehensive* など。コンプリヘンシブ・スクール運動を推進したのは、下層中産階級であったというのが、現代の通説である。ボールなどは、現代イギリス社会における教育改革は全て中産階級の利益になるとまで、明言している。(パーソナル・インタビュー)。
- (28) 大田直子『イギリス教育行政制度成立史』東京大学出版会, 1992
- (29) 1907年に導入された無償席は、中等学校定員の25%を無償席とし、地方教育当局が授業料を負担して、優秀な基礎教育学校出身者に与えるというものである。
- (30) ここで使われる「能力主義」の意味については、黒崎勲『日本の能力主義』岩波書店, 1995を参照のこと。黒崎は「業績主義」と「能力主義」を区別することを提唱しているが、この発想は、ハルゼーの「メリトクラシー」の解釈とも重なるものがあるように思われる。「教育の機会均等」と「メリトクラシー」, 「経済的効率」などの問題は、それに「共通文化」を加えたトーニーの所論から歴史的に検討する必要があるが、それは今後の課題としたい。
- (31) たとえば勝田守一は、「イギリスの1944年教育法が義務教育の延長を定め、しかもその内容が、いわゆる進歩主義教育の方向をとっていたことに対して、ある親達の中から、中等教育まで強制するのは、教育的全体主義だという不満がでた」というコルンの指摘を驚きをもって紹介している。勝田守一「子どもの発達と社会」『勝田守一著作集4』
- (32) Norwood Report, *Curriculum and Examinations in Secondary Schools*, 1943, HMSO.
- (33) ノーウッド委員会報告もまた全てが教育省によって取り上げられたわけではない。この点もまた明確にされるべきだろう。
- (34) Raoch, J., *Public Examinations in England 1850-1900*, Cambridge University Press, 1971. など参照。
- (35) たとえば1895年のブライス委員会報告書でもこの問題を取り上げている。なお、このような外部試験は受験資格に年齢を想定するものはあっても、どの学校に在籍していたかは問われなかったようである。そのため、1902年以前にも学務委員会立学校出身者がこの制度を利用して大学に進学した事例もある。*Report of the Royal Commission on Secondary Education*, 1895. HMSO. p.53. また1917年の下院での演

説で、フィッシャー教育大臣は100以上の外部試験が存在しているとその問題性を指摘している。Elliott, B. J., 'History examinations at sixteen and eighteen years in England and Wales between 1918 and 1939', *History of Education*, 1991, 20-2, p.119 からの引用。

(36) Elliott, *ibid.*

(37) デムスターによれば1902年法の下で進歩的な地域で発達してきたセレクトィブ・セントラルあるいはインターミディエイト・スクールといった16歳から17歳まで在学させ、受験準備をさせてきた基礎教育学校が存在していたが (Dempster, J. J., *Selection For Secondary Education*, Methuen, 1954, p.3.), それらを排除することが意図されたのである。また1945年5月に出された回状103で、「グラマー・スクール以外の学校に在籍する17歳未満の生徒の外部試験を禁止する規則が出されることが告げられた」(Simon, *op. cit.*, pp.111-112.) が、フィッシャーによれば、中等学校資格は、大学入学と専門職につくための試験であるという当時の教育省官僚の共通認識によって、グラマー・スクール以外の学校を受験制度から排除することが決まったのである (Fisher, P., 'External Examinations in Secondary Schools in England and Wales 1944-1964', *Educational Administration and History Monograph*, No.11. 1982, pp.6-9.)。

(38) Vernon, P. E., Foreword to Dempster's book.

(39) 現段階では集めた資料では、年齢の制限がその後変更されたかどうか分からなかったもので、これはまだ予測の域をでていない。今後、さらに調べていく予定である。

(40) このコンプリヘンシブ・スクールについては、日本でも能力(差別)主義を越えるものとしてある種の幻想をもって熱狂的に受け入れられてきた時代があった。しかしながら、年齢、能力や適性に応じた教育という1944年教育法の原則は、その解釈如何によって、三分岐型中等学校とも敵対しないし、コンプリヘンシブ・スクールとも敵対しないのである(たとえば西岡加名恵「英国総合制中等教育における『総合化』」(修士論文)京都大学, 1994参照)。また、90%以上がコンプリヘンシブ・スクールとなった現在においても、問題は解決しないのである。つまり現実に制度化されたコンプリヘンシブ・スクールは、名前だけでは能力別編成を肯定も否定もするものではない。様々な形態があり得る。逆にそうであればこそ、コンプリヘンシブ・スクールはこれほどまで普及したのではないだろうか。

(41) Bernstein, B., 'Social Class, Language and Socialization', in J. Karabel and A. H. Halsey (eds.), *Power and Ideology in Education*, Oxford University Press, 1977.

(42) 注目すべき先行研究として D. Allsobrook, *Schools for the shires*, 1986. C.



Shrosbree, *Public schools and private education*, 1988 がある。

- (43) 1994年行なった SCAA の「評価とモニター」部部長コリン・ロビンソンとのパーソナル・インタビュー，およびグレイヴニィ・スクール（ロンドン初のアウトした学校）ブリーチ事務長とのインタビューによる。
- (44) 竹内洋『パブリック・スクール』講談社現代新書，1992。
- (45) R・ドーア『学歴病』岩波書店現代叢書，1978
- (46) *TES* に掲載されたマックロアの記事のみである。